

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

1.	文学部・人文科学研究院	研究 1-1
2.	教育学部・人間環境学研究院	研究 2-1
3.	法学部・法学研究院	研究 3-1
4.	経済学部・経済学研究院	研究 4-1
5.	理学部・理学研究院	研究 5-1
6.	医学部・医学研究院	研究 6-1
7.	歯学部・歯学研究院	研究 7-1
8.	薬学部・薬学研究院	研究 8-1
9.	工学部・工学研究院	研究 9-1
10.	芸術工学部・芸術工学研究院	研究 10-1
11.	農学部・農学研究院	研究 11-1
12.	比較社会文化研究院	研究 12-1
13.	言語文化研究院	研究 13-1
14.	数理学研究院	研究 14-1
15.	システム情報科学研究院	研究 15-1
16.	総合理工学研究院	研究 16-1
17.	生体防御医学研究所	研究 17-1
18.	応用力学研究所	研究 18-1
19.	先導物質化学研究所	研究 19-1
20.	情報基盤研究開発センター	研究 20-1

薬学部・薬学研究院

I	研究水準	研究 8-2
II	質の向上度	研究 8-3

I 研究水準（分析項目ごとの水準及び判断理由）

1. 研究活動の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究活動の実施状況」のうち、研究の実施状況については、4年間の欧文原著発表数は524件であり、これは1年間で1教員（教員数50～54名）当たり2.4～2.6件の論文を発表したことになる。一件当たりのインパクトファクター（IF）は平均3.21である。特許出願数は22件を数える。研究資金の獲得状況については、科学研究費補助金は4年間で170件採択され、総額9億8,000万円を超える。平成16年度より、採択額、採択件数、採択率ともに右あがりであり、平成18、19年度の教員一名当たりの採択件数は0.93件、また採択率は48%、59%と高い。なお、1教員当たりの平均配分額は年間、280～490万円となる。また、4年間の共同研究として57件、1億2,000万円を、受託研究として45件、7億5,000万円、寄付金として217件、3億2,000万円を受け入れている。また、薬学研究院では、産学連携の促進を中期計画に掲げ推進しているが、共同研究は年を追って契約件数、金額ともに顕著な増加を示している。また、寄附講座として、平成16年度には「レドックス医薬科学講座」平成19年度には「創薬腫瘍科学講座」が開設されている。さらに、科学技術振興調整費、学術創成研究等の大型プロジェクト研究が進められていることから、活発な薬学研究が実施されていることは、相応の成果である。

以上の点について、薬学部・薬学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究活動の状況は、薬学部・薬学研究院が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成20年度及び平成21年度に係る現況を分析した結果、平成16～19年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第1期中期目標期間における判定として確定する。

2. 研究成果の状況

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

期待される水準にある

[判断理由]

「研究成果の状況」について、学術面では、卓越した論文の平均 IF が 16.5 であり、優れた論文の平均 IF は 8.8 であった。これら発表論文の内訳は生物系薬学 9 件、有機系薬学 7 件、物理系薬学 1 件、医薬系薬学 7 件と薬学研究院の構成に従いバランスよく分布しており、卓越した研究成果は、麻酔・蘇生学分野に認められる（選定に際して、薬学研究院の教員がコレスポンディングオーサーか、それに匹敵する著者であることを考慮したとあるのはフェアである。）ことなどは、相応の成果である。

以上の点について、薬学部・薬学研究院の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、薬学部・薬学研究院が想定している関係者の「期待される水準にある」と判断される。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間における判定として確定する。

II 質の向上度

1. 質の向上度

平成 16～19 年度に係る現況分析結果は、以下のとおりであった。

[判定]

大きく改善、向上している、または、高い質（水準）を維持している

[判断理由]

「大きく改善、向上している」と判断された事例が 1 件、「高い質（水準）を維持している」と判断された事例が 1 件であった。

上記について、平成 20 年度及び平成 21 年度に係る現況を分析した結果、平成 16～19 年度の評価結果（判定）を変えうるような顕著な変化が認められないことから、判定を第 1 期中期目標期間終了時における判定として確定する。